



島根県観光キャラクター「しまねっ子」
島根県庁内第402号

令和6年度 島根県職員(島根創生推進枠)採用選考試験 受 験 案 内

[島根県人事委員会] 〒690-8501 松江市殿町8番地 TEL(0852)22-5438

- 受 付 期 間 令和6年7月31日(水)午前8時30分～9月20日(金)午後5時
- 申 込 方 法 しまね電子申請サービスにより申込みを行ってください。
詳しくは5ページをご覧ください。
- 第 1 次 試 験 日 令和6年10月20日(日)
- 第1次試験合格発表 令和6年11月8日(金)
- 第 2 次 試 験 日 令和6年11月23日(土)～11月25日(月)のうち指定する日
- 最 終 合 格 発 表 令和6年12月中旬(予定)

新たな発想と視点を持つ、新しい仲間の「チカラ」が必要です。

島根創生計画やアクションプランに基づき、島根県が実施する以下の事業分野において、即戦力として組織に貢献していただける方を求めています。

- ◆地域づくり・産業づくり ◆デジタル化の推進
- ◆スポーツを通じた人づくり(国民スポーツ大会の推進等)

※本試験に関するメッセージや特設サイト等の二次元バーコードを裏表紙に掲載しています。

令和6年度の変更点

- (1)求める事業分野の見直しを行い、新たに「地域づくり・産業づくり」を設けました。
- (2)自己アピール論文試験を自己アピールシート試験に変更しました。(詳細は5ページ「5.試験種目、配点及び内容」及び10ページ「自己アピールシート様式」をご覧ください。)

【本試験で島根県が求める人物像】

●周囲の仲間と協調・協働し、より大きな力を生み出すことができる人

自らの知識や経験を武器に、現場を歩き、多様な他者を理解し、新たなビジョンを創造し、ビジョン実現のために他者と協働できる力が今、求められています。

●あきらめずにやり遂げるという責任感を持っている人

逆境にぶつかっても粘り強く挑戦し、行動を伴った努力を続けた経験は、組織の解決力を引き上げる原動力になります。

●一人の県民として地域社会に貢献しようとする人

自らの生活を楽しみながらも、地域の中で誰かの役に立ちたいという思いと行動は、県職員としての引き出しを増やします。

●強い意志を持ち、自ら率先して行動できる人

様々な県政課題を解決する起点となるのは、「県民のために働く」という一人ひとりの強い意志と行動力です。

1. 試験区分、採用予定人員及び職務内容等

(1) 試験区分

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	7名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事します。

注 (1) 10月20日に実施予定の島根県職員（経験者）採用試験及び同時期に実施予定の島根県職員（地区別）採用試験との併願はできません。

(2) 採用予定人員は、変更する場合があります。

(2) 求める事業分野及び配属先の例等

ア 求める事業分野

採用後は、島根創生計画やアクションプランに基づき、島根県が実施する主に以下の事業分野において、即戦力として業務に従事していただきます。

◆地域づくり・産業づくり

島根県が目指す方向性	特に取り組むべきこと
- 人口減少がいち早く進んできた中山間地域・離島と人口が集積した都市部が、共存・連携して共に発展する地域づくりを進めるとともに、それを支える社会基盤を整備します。 - 自分たちの生まれ育った地域の価値について子どもの頃から学ぶ活動やUターン・Iターン支援により、島根に愛着と誇りを持ち、将来の島根を支える人をふやします。 - 島根の経済を支えている第1次、第2次、第3次産業の活力を高め、所得を引き上げ、若者の雇用を増やします。	①中山間地域・離島の暮らしを支える地域運営の仕組づくり（小さな拠点づくり）を進め、将来に明るい展望をもてる暮らしを確保 ②農山漁村の有する多面的機能に十分配慮して、農林水産業を核とした地域の生活が将来にわたって維持できるような取組を推進 ③島根の人や暮らしなどの魅力を県内外や海外に分かりやすく発信し、島根に関心を持つ人をふやす ④高校生や県内外に進学した学生に、県内産業やそこで働く人に触れる機会などを提供し、島根で働く魅力を伝え県内就職を促進 ⑤Uターン・Iターン希望者への仕事や生活に関する的確な情報提供や相談対応、島根暮らし体験の機会提供、市町村などと連携した定着支援により、移住・定住を促進 ⑥水田園芸をはじめとする農業の生産性・収益性の向上や地域の特性を活かした特色ある生産を推進し、意欲のある担い手が農業に取り組みやすい環境整備に取り組む ⑦森林経営の収益力を向上させ、林業就業者を安定的に確保・育成することで、利用期を迎えた森林の主伐を促進し、循環型林業の定着・拡大に取り組む ⑧安定的な資源管理の推進や新たなビジネスモデルの確立等により、企業の経営体の収益性向上による経営強化と沿岸漁業の就業者確保・活力再生に取り組む ⑨技術革新やグローバル化等の環境変化に対応可能な競争力強化や、県内企業間の連携促進などにより、地域の特性を活かしたものづくり・IT産業の発展を目指す ⑩しまねの魅力を最大限に活かした観光地域づくりと積極的な情報発信により、国内外からの観光客の増加を通じて、観光産業の活性化を促進 ⑪しまねの有する豊かな自然や文化を活用した食品産業や伝統工芸などの競争力を強化し、地域に根ざした産業づくりを推進 ⑫中小企業・小規模企業の経営革新や事業承継などの持続的発展と新たなチャレンジなどを支える経営基盤の強化を通じて、地域産業の成長を促進

	⑬県内企業の再投資や県外企業の新規立地を促すことにより、県内産業の高度化と雇用の場を創出
--	--

◆デジタル化の推進

島根県が目指す方向性	特に取り組むべきこと
・ 県民の利便性向上や公共サービスを主に担う行政の効率化により、県民サービスの維持向上を図るため、様々な行政機能やサービスの効率化に資するICTの積極的な利活用を進めていきます。 ・ 人口減少・少子化対策をはじめ、労働力人口の減少、雇用の創出、中山間地域・離島など条件不利地のハンディキャップの克服など、多くの課題の解決の手段としてICTの利活用を戦略的に進め、島根創生を推進していきます。 ・ ICT利活用の推進による行政の情報化及び島根創生の推進にあたって、高齢者などが不安なくデジタル化の恩恵が受けられるよう取組を進めていきます。	①手続のオンライン化やデータ活用の推進、内部業務のデジタル完結、デジタル人材育成など、県民の利便性向上と行政の効率化に向けた取組の推進（行政のDX） ②地域の実情に応じた課題解決や魅力向上のため、積極的にICTを活用した島根創生の推進（地域のDX） ③年齢、障がいの有無、性別、国籍等を問わず、誰ひとり取り残さない形で、全ての県民が不安なくデジタル化の恩恵を受けられる環境の整備

◆スポーツを通じた人づくり（国民スポーツ大会の推進等）

島根県が目指す方向性	特に取り組むべきこと
・ 継続的な競技の普及・強化により、地域に根差した競技として定着させ、全国規模の大会誘致や県外からの生徒の受け入れなど、スポーツを通じて交流人口を拡大し、地域活性化につなげていきます。 ・ 令和12（2030）年に島根県で開催が予定されている第84回国民スポーツ大会（島根かみあり国スポ）で活躍する選手を育成し、選手が島根県代表としての自信と誇りをもって活躍する姿を通じて県民に夢と感動を与え、郷土への誇りを育みます。	スポーツクライミングの中心的指導者として、以下の取組を実施 ①指導者の確保・育成や、児童・生徒を対象としたクラブ活動の充実、地域・学校を巻き込んだ体験会等の普及活動など、地域での競技の定着に向けた体制・仕組みづくりに取り組む ②市町村や県競技団体等と調整を行い、島根かみあり国スポの開催準備を進める ③選手育成プログラムの企画運営や、クラブや選抜チーム等への競技指導により、全国規模の競技会等において入賞できる選手を育成し、島根かみあり国スポでの入賞を目指す

イ 配属先の例

- ①採用後は、申込者本人の適性や希望を考慮した上で、主にそれぞれの事業分野に携わる部署に一定期間配属する予定です。
- ②その後の異動では、県職員としてのキャリア形成を見据えて、それぞれの事業分野だけでなくさまざまな業務に従事していただきます。

配属先の例 【政策企画局】政策企画監室、女性活躍推進課、広聴広報課 【総 務 部】総務課、人事課、税務課、情報システム推進課、総務事務センター、隠岐支庁県民局（地域振興課、観光振興課）、隠岐支庁農林水産局、西部県民センター（石見地域振興部、商工観光部）、東京事務所 【防 災 部】消防総務課、防災危機管理課 【地域振興部】地域政策課（デジタル戦略室）、しまね暮らし推進課、中山間地域・離島振興課、交通対策課 【環境生活部】環境生活総務課、文化国際課、スポーツ振興課、島根かみあり国スポ・全スポ準備室、自然環境課、環境政策課 【健康福祉部】医療政策課、健康推進課、高齢者福祉課、子ども・子育て支援課、障がい福祉課 【農林水産部】農山漁村振興課、農業経営課、産地支援課、しまねブランド推進課、林業課、森林整備課、沿岸漁業振興課、東部・西部農林水産振興センター 【商工労働部】観光振興課、しまねブランド推進課、産業振興課、企業立地課、中小企業課、雇用政策課、大阪事務所、広島事務所 （裏面に続く）

【土 木 部】土木総務課、高速道路推進課、港湾空港課

【出 納 局】会計課

【企 業 局】総務課、経営課

【病 院 局】県立病院課、中央病院、こころの医療センター

【教 育 庁】学校企画課、教育指導課、特別支援教育課、社会教育課、文化財課

【委員会等】人事委員会事務局

等

※「◆スポーツを通じた人づくり（国民スポーツ大会の推進等）」については、環境生活部スポーツ振興課への配属後、2年目以降、令和12(2030)年度までは指導拠点地区（津和野町）近辺の所属（西部県民センター、町役場（派遣）など）への配属を想定

ウ 求める事業分野及び配属先等に関する質問は、下記までお問い合わせください。

島根県総務部人事課 電話（0852）22-5694

2. 受験資格

(1) 年齢

昭和 54(1979)年 4 月 2 日から平成 7 (1995)年 4 月 1 日までに生まれた人

(2) 上記(1)にかかわらず、次のアからオまでのいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

オ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3. 障がいのある方への配慮

(1) 拡大印刷問題の受験について

視覚障がいのある方は、希望により拡大印刷問題での受験ができます。

(2) 車イスを使用する方の受験について

着席場所などについて配慮をします。

(3) その他

その他の障がい等のために受験上の配慮を希望する方は、ご相談ください。

※ご希望の内容によってはお応えできないことがあります。

上記のことを希望する方は、申込時に下記まで電話又は FAX でご連絡ください。

島根県人事委員会事務局 企画課任用係 電話（0852）22-5438 FAX（0852）22-5435

4. 試験の日時、試験地及び試験場

区分	日　　　　時		試験地及び試験場	
第 1 次 試 験	筆記試験	10 月 20 日(日) 受付時間 8 : 30 ～ 9 : 00 試験時間 9 : 30 ～ 14 : 45	広島県	広島国際会議場
			東京都	都道府県会館
			大阪府	JEC 日本研修センター江坂
第 2 次 試 験	11月23日(土)～11月25日(月)のうち指定する日 (詳細は第 1 次試験合格者に通知します。)		松江市	島根県職員会館

注 (1) 試験開始後の試験室への入室は認めません。

- (2) 第1次試験合格者及び最終合格者は、合格発表日に島根県人事委員会事務局ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

なお、希望される方は、島根県人事委員会事務局（〒690-8501 松江市殿町8番地）で合格者の受験番号を確認することができます。

- (3) 第2次試験は第1次試験の合格者のみ受験できます。

5. 試験種目、配点及び内容

区分	試験種目及び配点		内 容
第1次試験	SPI 3	基礎能力試験 (40 点)	職務に求められる基礎的な能力について、択一式による筆記試験を行います。 (70 分)
		性格検査	性格的な特徴等について検査を行います。(40 分)
	自己アピールシート 試験 (60 点)		自己の経験等（職務等の内容、具体的な実績、資格等）及びそれを県行政においてどのように活用するかについて記述する自己アピールシート試験を行います。(90 分) ※自己アピールシートは、事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記述していただきます。
第2次試験	自己 PR 型面接試験 (100 点)		職務遂行能力等をみる目的での個別面接を行います。（事前に自己紹介書を提出していただきます。） ※面接の冒頭で、第1次試験で記述した自己アピールシートに基づくプレゼンテーションを5分間程度実施していただきます。（メモ等を見ずに口頭で行っていただきます。当日、面接試験室内においては、プレゼンテーションのための資料やパソコンの使用はできません。）
	面接試験 (100 点)		職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。

- 注 (1) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とします。
 (2) 基礎能力試験で一定の基準に達しない場合は、自己アピールシート試験を採点しません。
 (3) 性格検査の結果は、第2次試験で実施する面接試験の参考とします。
 (4) 最終合格者は第2次試験の評価のみで決定します。

6. 受験申込手続 ※インターネット申込みをご利用ください。

- (1) パソコン、スマートフォンで「noreply@mail.graffer.jp」からの URL 付きメールを受信できるよう設定してください。
 (2) しまね電子申請サービスにアクセスし、画面上の注意事項に従って申し込んでください。（ご使用の機器や環境によっては、一部対応できないことがあります。）

【インターネットホームページアドレス】

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/syokuin/saiyou/saiyou_info/tyuuijikou.html

【スマートフォン用二次元バーコード】



- (3) 申込完了後、上記アドレスから「申込完了通知メール」という件名の電子メールが、申込みの際に登録したアドレスに送信されます。

※申込後直ちに「申込完了通知メール」が届かない場合は、島根県人事委員会事務局までお問い合わせください。

※7月31日(水)午前8時30分から9月20日(金)午後5時までにしまね電子申請サービスによる申込みが完了したものに限り、受け付けます。

※インターネット環境がないなど特別な事由により、電子申請ができない方は、原則として9月10日(火)までに島根県人事委員会事務局（TEL：0852-22-5438）へ連絡してください。

7. 自己紹介書の提出について

「自己紹介書」は、面接試験に必要な書類ですので、自筆（ボールペン）で記入の上、第1次試験当日に提出してください。

8. 受験にあたっての注意事項

- 受験票は、申込みを受けた際すぐに交付しないで、受験資格を審査し、受付締切後にしまね電子申請サービスを通じて送付します。【受験票発行完了メール】という件名のメールでお知らせしますので、10月10日(木)までにこのメールが届かないときは、島根県人事委員会事務局に照会してください。
メールに記載された手順に従って、受験票をダウンロードの上、各自で印刷してください。
- 受験票には最近6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を貼り付けて試験の当日持参してください。（本人確認に必要なため、写真は必ず貼付してください。）
- 受験票についている受験番号控票は、試験結果確認のため必要です。受験票の交付を受けた後、本票を切り離し、合格発表まで大切に保管してください。（試験当日は受験票のみ持参してください。）
- 第1次試験当日は次のものを持参してください。

持 参 す る も の	留 意 事 項
受験票	写真欄に最近6か月以内に帽子をつけないで上半身正面向きを撮った縦4cm横3cmの写真を貼ってください。
自己紹介書	自筆（ボールペン）で記入してください。
HB 又は B の鉛筆及び消しゴム	シャープペンシルも可。
ボールペン（黒）	受験資格確認書記入用
時計	試験会場に時計がない場合がありますので、必要な人は持参してください。（時計機能だけのものに限る。）
昼食	ゴミは持ち帰ってください。

9. 合格から採用まで

- 合格者は、原則として令和7年4月1日に採用されます。（採用時は、知事、教育委員会、人事委員会又は病院事業管理者が任命権者となります。）
- 「2. 受験資格」を満たさない場合は、採用される資格を失います。

10. 勤務条件

- 条件付採用期間
6か月間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。
- 勤務時間
原則として、勤務時間は8:30～17:15（うち休憩時間12:00～13:00）、休日は毎週土・日曜日、祝日、年末年始です。（特別の勤務に従事する職員については、勤務時間・休日の割振りを別に定めます。）
公務のため臨時又は緊急の必要がある場合は、時間外勤務を命ずることがあります。
- 賃金
初任給は、経歴に応じて決定します。
（初任給の例※令和6年4月1日現在）

学 歴	年 齢	公務に有効な民間等経歴	初任給月額
大学卒	30 歳	8 年	248,110 円
	35 歳	13 年	269,457 円
	40 歳	18 年	293,925 円
	45 歳	23 年	318,394 円

（注）上記はモデルケースであり、学歴及び経歴によってはこの額に満たない場合があります。

このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（給料月額等の4.3か月分（令和5年度実績））等の諸手当が支給されます。

(4) 社会保険

地方公務員等共済組合法の規定に基づき健康保険及び厚生年金の給付を、地方公務員災害補償法に基づき公務災害補償を、それぞれ行います。

(5) 受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙としています。勤務場所によっては、屋外に喫煙場所があります。

11. 試験成績の通知について

この採用試験を有効に受験した人には、次の区分に応じて試験成績をお知らせします。

	対 象 者	通 知 内 容	通 知 方 法
第 1 次試験	不合格者	総合得点、種目別得点、総合順位 及び種目別に定めた基準を満た さなかった種目	各合格発表日以降に、試験結果通知送付先住所へ郵送します。
第 2 次試験	合格者及び不合格者		

(第 1 次試験の合格者へは合格通知のみ送付し、第 1 次試験の成績は第 2 次試験の成績と併せて最終合格発表日以降に通知します。)

12. 個人情報の取扱い

本試験においては、個人情報を以下の目的で使用するために収集しており、それ以外の目的に使用することはありません。

- ①本試験に関する事務の実施
- ②今後の採用試験や募集活動のための資料作成（個人が特定できないように処理します。）
- ③最終合格者の採用に関する事務の実施（最終合格者の個人情報を任命権者に提供します。）

13. その他

自然災害等により試験の延期、開始時刻の繰り下げ等を実施する場合は、島根県人事委員会事務局のホームページでお知らせします。

《試験場交通案内》

注 各試験場とも自家用車での来場はご遠慮ください。ただし、障がい等のため自家用車による来場が必要である場合は、事前に島根県人事委員会事務局企画課任用係までご連絡ください。また、近隣商業施設への無断駐車はご迷惑となりますので、絶対におやめください。

	試 験 場	交通案内
広島県	広島国際会議場 (広島県広島市中区中島町 1-5)	・ J R 広島駅から 広島バス 24 号 (吉島) 線 「吉島営業所」又は「吉島病院」行き 約 20 分 「平和記念公園」下車すぐ ・ 広島バスセンターから徒歩約 10 分
東京都	都道府県会館 (東京都千代田区平河町 2-6-3)	・ 地下鉄東京メトロ「永田町駅」5 番出口から徒歩約 1 分 ・ 地下鉄東京メトロ「赤坂見附駅」D 番出口から徒歩約 5 分
大阪府	JEC 日本研修センター江坂 (大阪府吹田市江坂町 1-13-41)	・ 地下鉄大阪メトロ「江坂駅」から徒歩約 1 分 ※駐輪場ありませんので、自転車・バイクでのご来場についてもご遠慮ください。

問い合わせ先

■求める事業分野及び配属先に関すること

島根県総務部人事課

〒690-8501 松江市殿町 1 番地 TEL : (0852) 22-5694

■その他試験に関すること

島根県人事委員会事務局

〒690-8501 松江市殿町 8 番地 TEL : (0852) 22-5438 (試験当日 090-9068-8234)

～ あなたの可能性を、島根で見つけてみませんか。 ～

島根には、自然と歴史の中で営んできた、人々の暮らしがあります。

近所では、子どもたちが元気に走り回り、若者は恋愛し、趣味を楽しみ、地域活動にも参加する。
家族を思い、やりがいのある仕事に就き、高齢になっても元気な生きがいを感じている。
皆で囲む食卓は笑い声に包まれ、穏やかで心地よい時間が流れる。

そんなごく普通の暮らしです。

だれもが、家族、仕事、勉強、遊び、自分が本当に大事にしたいものに時間を使える。
そんな島根の、人間らしい、温もりのある暮らしを守り、育て、未来へとつなげていきたい。

この想いを実現するために、私たちは、人口減少に打ち勝ち、活力ある産業をつくり、
結婚・出産・子育ての希望をかなえ、地域を守り、のばし、島根を創る人をふやす
「島根創生」の取組を進めています。

その想いを形にしていくためには、
私たちがもっていない異なるフィールドでつちかわれた経験や知識、
そして、新たな発想と視点を持つ新しい仲間が必要です。

皆さんにはそれぞれ、世界をより良くするために
取り組みたいと考えている想いや夢、希望があると思います。
島根県というチームの中で、是非私たちと共に実現させていってください。

あなたとお会いし、一緒に仕事をすることを楽しみにしています。

島根県職員として働く魅力を発信しています！



キャリア採用試験〈特設サイト〉

本試験の特徴や経験者採用試験との違い等についてはこちらをご覧ください。

<https://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/saiyou/career/index.html>



キャリア採用試験〈プロモーションビデオ〉

中途採用者が生き生きと働く姿や職場環境などを動画で紹介しています。

<https://www.youtube.com/watch?v=gwIvPmmFP3E&t=5s>



日本仕事百貨「いちばんダイレクトに地域を動かす仕事」

人事課職員と2人の中途採用者が県職員として働く思い等について語ります。

https://shigoto100.com/2024/07/pref_shimane_2.html

※第1次試験当日に持参してください。
※自筆（ボールペン）で記入してください。

島根創生推進枠自己紹介書

島根県人事委員会

携わりたい事業分野	受 験 番 号	氏名（ふりがな）	年 齢（R7.4.1 現在）
※受験案内P2～3の3つの事業分野から1つを記載			歳

1. 学歴・職歴（学歴：義務教育課程は記入不要。年月は和暦により記入し、年号はS、H、Rと表記すること。（例）平成30年→H30）

年 月～ 年 月	学 歴 ・ 職 歴	具体的職務内容（学歴は不要）
年 月～ 年 月		
年 月～ 年 月		
年 月～ 年 月		
年 月～ 年 月		
年 月～ 年 月		
年 月～ 年 月		
年 月～ 年 月		
年 月～ 年 月		
年 月～ 年 月		
年 月～ 年 月		

2. ボランティア活動、資格等（箇条書き）

・	・
・	・
・	・

3. 島根県職員を志望した動機

4. 自己アピール ※あなたの強みや特技、力を入れて取り組んできたこと等について、自由にアピールしてください。

5. 本採用試験以外の就職活動等の状況 *該当するもの全てにチェックしてください（複数回答可）。

☐国家公務員（

☐県外自治体等職員（

☐県内自治体等職員（

☐独立行政法人等

☐民間企業

☐進学等その他（

*この自己紹介書は、面接試験における質問の参考とさせていただくもので、ここに記入された事柄自体を評定の対象とするものではありません。

自己アピールシート(島根創生推進枠)

氏名 _____島根県人事委員会

- 1 携わりたい事業分野の番号及び名称を記載してください。（自己紹介書に記載した「携わりたい事業分野」と同じ事業分野としてください。）

事業分野番号	名称

- 2 これまでの職務経験のうち、あなたがアピールしたいものを記載してください。(3つ以内。1つでも構いません。)

在職期間	勤務先 (会社名・部署名等)	勤務形態 (該当に○印)	役職名等	職務内容
年 月から		正規職員		
年 月まで		その他		
年 月から		正規職員		
年 月まで		その他		
年 月から		正規職員		
年 月まで		その他		

- 3 上記「2」の職務経験を通して培った能力(アピールしたいもの)について、具体的な実績、資格等を交えて記載してください。
【800字以内】

[illegible]

「3」の続き

[illegible]

- 4 島根県における課題(※1)について箇条書きで記載してください。(3つ以内。1つでも構いません。)
(※1)「1」で記載した「携わりたい事業分野」における課題を記載すること。

-
-
-

